

毎週火、金曜日発行(但し休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇告示 海岸保全区域の指定

## 告 示

一 保全区域は昭和三十三年三月二十一日(以下「春分の日」という)の満潮線から陸側へ三十メートルの線、春分の日の干潮線から海側へ五十メートルの線の間の区域とする。ただし小波地区海岸は満潮線から五十メートル、干潮線から五十メートルの線の間の区域とする。

海 岸 保 全 区 域 表 (1) 起 点 (2) 終 点

番号	指定	海 岸 保 全 区 域 表	区 域
1	鳥取県鳥取沿岸	岩美海岸陸上地区海岸	岩美郡岩美町大字陸上字船揚場一、〇九八番地先の標杭
2	鳥取県鳥取沿岸	岩美海岸浦富地区海岸	岩美郡岩美町大字浦富字砂浜六九〇ノ一八番地先の標杭 岩美郡岩美町大字浦富字北屋敷二、四七五番地先の標杭

鳥取県告示第二百七十四号  
海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定に基づき、別表に掲げる海岸の保全区域を次のとおり指定する。ただし、森林法第二十五条第一項の規定による保安林及び同法第四十一条の規定による保安施設地区を除く。

昭和三十三年五月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

13	鳥取県鳥取沿岸 中山海岸岡地区海岸	(2)(1)	鳥取市大字伏野字渡上りの二、一、七五七ノ六番地地先の標杭
12	鳥取県鳥取沿岸 中山海岸下甲地区海岸	(2)(1)	鳥取市大字伏野字荒神岩一、五四五番地地先の標杭
11	鳥取県鳥取沿岸 赤碕海岸八幡地区海岸	(2)(1)	鳥取市大字白兔字白兔六九三ノ内ノ一番地地先の標杭
10	鳥取県鳥取沿岸 東伯海岸八幡地区海岸	(2)(1)	鳥取市大字小沢見字居屋敷八八一番地地先の標杭
9	鳥取県鳥取沿岸 東伯海岸浦安地区海岸	(2)(1)	鳥取市大字小沢見字長田尻五七七番地地先の標杭
8	鳥取県鳥取沿岸 由良海岸由良地区海岸	(2)(1)	鳥取市大字白兔字杖突九一三ノ内ノ一番地地先の標杭
7	鳥取県鳥取沿岸 気高海岸姉泊地区海岸	(2)(1)	鳥取市大字小沢見字居屋敷八八一番地地先の標杭
6	鳥取県鳥取沿岸 気高海岸浜村地区海岸	(2)(1)	鳥取市大字小沢見字居屋敷八八一番地地先の標杭
5	鳥取県鳥取沿岸 鳥取海岸小沢見地区海岸	(2)(1)	鳥取市大字白兔字杖突九一三ノ内ノ一番地地先の標杭
4	鳥取県鳥取沿岸 鳥取海岸白兔地区海岸	(2)(1)	鳥取市大字小沢見字居屋敷八八一番地地先の標杭
3	鳥取県鳥取沿岸 鳥取海岸伏野地区海岸	(2)(1)	鳥取市大字白兔字杖突九一三ノ内ノ一番地地先の標杭

24	鳥取県鳥取沿岸 大山海岸平田地区海岸	(2)(1)	西伯郡大山町大字平田字大坪二五七番地地先の標杭
23	鳥取県鳥取沿岸 大山海岸末吉地区海岸	(2)(1)	西伯郡大山町大字末吉字浜手四九〇番地地先の標杭
22	鳥取県鳥取沿岸 大山海岸国信地区海岸	(2)(1)	西伯郡大山町大字国信字灘河原二〇〇番地地先の標杭
21	鳥取県鳥取沿岸 名和海岸大塚地区海岸	(2)(1)	西伯郡名和町大字大塚字西原八八一ノ六番地地先の標杭
20	鳥取県鳥取沿岸 名和海岸富長地区海岸	(2)(1)	西伯郡名和町大字富長字東大雀九一八番地地先の標杭
19	鳥取県鳥取沿岸 名和海岸御来屋地区海岸	(2)(1)	西伯郡名和町大字御来屋字塩津七二〇番地地先の標杭
18	鳥取県鳥取沿岸 名和海岸西坪地区海岸	(2)(1)	西伯郡名和町大字西坪字家敷一三ノ一番地地先の標杭
17	鳥取県鳥取沿岸 名和海岸東坪地区海岸	(2)(1)	西伯郡名和町大字東坪字家前二二五ノ一八番地地先の標杭
16	鳥取県鳥取沿岸 名和海岸豊成地区海岸	(2)(1)	西伯郡名和町大字豊成字下西空三五六番地地先の標杭
15	鳥取県鳥取沿岸 中山海岸松河原地区海岸	(2)(1)	西伯郡中山町大字松河原字下弓ノ木七七九番地地先の標杭
14	鳥取県鳥取沿岸 中山海岸岡地区海岸	(2)(1)	西伯郡中山町大字岡字下松本四八八番地地先の標杭

